

福岡県公報

平成19年8月10日
第2713号

目次

告示(第1495号—第1519号)

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 5
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 6
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 7
福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第12条第2項の規定に基づく適合証の決定	(障害者福祉課) 8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 9

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 10
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 10
道路の供用の開始	(道路維持課) 10
建設業の許可の取消し	(建築指導課) 10
自衛官の募集	(地方課) 11
自衛官の募集	(地方課) 12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 13
開発行為に関する丁事の完了	(都市計画課) 13
開発行為に関する丁事の完了	(都市計画課) 13
公 告		
意見募集の結果の公示	(障害者福祉課) 14
平成19年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災安全課) 14
一般競争入札の実施	(漁政課) 16
正 誤		
福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第58条)中正誤	 17

告 示

福岡県告示第1495号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人世界子ども愛樹祭コンクール・コスモネット

(2) 代表者の氏名

椎窓 猛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡矢部村大字北矢部11060番地1 世界子ども愛樹祭記念館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球規模で環境破壊が進行している現在、主に日本国内及び世界中の子どもたちに対して、水・空気・土壌・生物等の生態系からなる地球環境を守るには、樹木、森林の働きが大変重要な役割を果たしていること、理解を得るために、森林育成や啓発イベントといった事業を行うことで「木を愛する」という文化を広め、自然や郷土を愛する豊かな心を持った子どもを育成すると共に、下流域との交流により自然環境保全や緑豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1496号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブe1 苅田

(2) 所在地 福岡県京都郡苅田町殿川町1 - 7

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯	北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)リラコーポレーション 代表取締役 黒川 豊治 大分県中津市大字中殿458番地の1 (有)フェスティ 代表取締役 櫻井 俊道 北九州市小倉北区金田一丁目2番15号 上野 照雄 北九州市小倉北区原町一丁目7番2号 (株)湖月堂 代表取締役 本村 道生 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号 (株)ひよ子 代表取締役 石坂 博史 福岡市南区向野一丁目16番13号 (有)山口園 代表取締役 山口 輝義 福岡県行橋市門樋町10番15号 入佐 晴也 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目7番4号 (有)苅田薬局 代表取締役 白石 実 福岡県京都郡苅田町神田町二丁目2番地の8 沖永 敏美	(株)サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)リラコーポレーション 代表取締役 黒川 豊治 大分県中津市大字中殿563番地の1 (有)フェスティ 代表取締役 野本 孝司 北九州市小倉北区金田一丁目2番15号 (株)湖月堂 代表取締役 本村 道生 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号 (株)ひよ子 代表取締役 石坂 博史 福岡市南区向野一丁目16番13号 (有)山口園 代表取締役 山口 輝義 福岡県行橋市門樋町10番15号 入佐 晴也 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目7番4号 (有)苅田薬局 代表取締役 白石 実 福岡県京都郡苅田町神田町二丁目2番地の8

福岡県京都郡苅田町京町一丁目15番地の13
 (株)丸三
 代表取締役 大澤 聡之
 福岡県京都郡苅田町京町二丁目15番地の14
 さくら酒販(株)
 代表取締役 菊池 信博
 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号
 すえまつ興産(株)
 代表取締役 末松 孝一
 福岡県行橋市行事七丁目24番35号
 山村 隆二
 北九州市門司区柳町一丁目5番14号
 (株)たけうち
 代表取締役 竹内 實
 兵庫県赤穂市加里屋2164番28号
 (株)ミヤコ
 代表取締役 淵上 和敏
 福岡市早良区城西三丁目21番1号
 (有)喜久屋
 代表取締役 村田 徹
 福岡県京都郡苅田町京町一丁目9番地の11
 (有)りりあん
 代表取締役 小川 颯
 北九州市門司区吉志二丁目4番1号

(株)丸三
 代表取締役 大澤 聡之
 福岡県京都郡苅田町京町二丁目15番地の14
 すえまつ興産(株)
 代表取締役 末松 孝一
 福岡県行橋市行事七丁目24番35号
 山村 隆二
 北九州市門司区柳町一丁目5番14号

(株)ミヤコ
 代表取締役 淵上 照弘
 福岡市早良区西新一丁目8番21号
 (有)喜久屋
 代表取締役 村田 徹
 福岡県京都郡苅田町京町一丁目9番地の11

(有)白羊舎
 代表取締役 森若 憲道
 福岡県京都郡苅田町京町一丁目17番の1
 大長商事(株)
 代表取締役 長友 一郎
 福岡市東区松島三丁目30番23号
 明治屋産業(株)
 代表取締役 佐藤 由美
 福岡市早良区百道浜一丁目7番5号
 (有)桂口精肉店
 代表取締役 桂口 美香
 福岡県京都郡苅田町光国3680番の1
 (株)最上
 代表取締役 最上 寛一
 北九州市小倉北区西港町89番地12
 (株)丸珠物産

代表取締役 小林 信一
 北九州市小倉北区西港町94番地9
 東洋食品(株)
 代表取締役 黒田 要一郎
 北九州市門司区黄金町6番28号
 (株)むすんでひらいて
 代表取締役 原田 政照
 福岡県行橋市大橋三丁目3番12号
 日本マクドナルドホールディングス(株)
 代表取締役 原田 永幸
 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
 (株)リョーユーパン
 代表取締役 北村 俊策
 福岡県大野城市旭ヶ丘1丁目7番1号

福岡県告示第1497号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫大川店
- (2) 所在地 福岡県大川市大字向島1373-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン大牟田（本棟、別棟）
- (2) 所在地 福岡県大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

来店者の増加が見込まれるなか、全出入口が市道と交差するため、交通整理員を常に配置するなど、質の高い交通整理を行い、交通混雑による危険防止を徹底させ、市道の交通混雑の解消に努力していただきたい。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

空調設備等の室外機による騒音に対し、防音対策を十分にとられ、騒音による苦情が発生しないよう考慮していただきたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

照明について、照明の光度、設置方法や設置場所を考慮され、近隣住民から光害による苦情が発生しないよう配慮していただきたい。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン大牟田（本棟、別棟）
- (2) 所在地 福岡県大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

自動車からの騒音と大気汚染防止のため、アイドリングストップ等の看板の設置をお願いしたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	八 香 女 春 線	前	うきは市浮羽町高見1431番1先から 同市浮羽町高見339番11先まで	9.3 ~ 16.0	70.5
			後	同上	9.3 ~ 18.5	70.5
久留米	県 道	保 吉 木 井 線	前	うきは市浮羽町高見338番8先から 同市浮羽町高見1431番1先まで	7.7 ~ 14.0	48.0
			後	同上	7.7 ~ 21.6	48.0

福岡県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

朝 倉 県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山3157番1先から 同郡同町大字宝珠山3486番3先まで	3.5 ~ 6.0	146.5
		前	同上	10.0 ~ 21.5	143.5
		後	同上	10.0 ~ 21.5	143.5

福岡県告示第1502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山3118番先から 同郡同町大字宝珠山3157番1先まで
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山3486番3先から 同郡同町大字宝珠山3496番1先まで

福岡県告示第1503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ベスト電器大佐野店

(2) 所在地 福岡県太宰府市 都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20 - 1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

変更前	変更後
太宰府市 都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20 - 1 外 (駐車場 2南側)	太宰府市 都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20 - 1 外 (駐車場 2東側)

福岡県告示第1504号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後
	開店時刻	閉店時刻	
株式会社サニー	午前10時	午後10時	24時間

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後10時30分まで	24時間（一部 午前9時30分から午後10時30分まで）

福岡県告示第1505号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年7月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
荒木工務店	田川郡福智町神崎1602	荒木 勇久雄	平成19年4月23日 福岡県知事許可（般 - 19） 第1115号
有限会社 村正産業	田川郡福智町神崎1533 - 1	若林 楠雄	平成18年11月7日 福岡県知事許可（般 - 18） 第95478号
有限会社 井手建設興業	田川郡糸田町4099 - 1	井手 哲也	平成14年11月21日 福岡県知事許可（般 - 14） 第90858号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けて実施するもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 荒木工務店

平成19年8月10日から平成19年8月31日までの22日間

イ 有限会社村正産業

平成19年8月10日から平成19年9月22日までの44日間

ウ 有限会社井手建設興業

平成19年8月10日から平成19年8月31日までの22日間

4 処分の原因となった事実

(1) 荒木工務店は、福岡県田川郡福智町から請け負った「小豆田団地建築主体工事（第1工区）」の建築一式工事を一括し、有限会社村正産業に請け負わせた。このことは、同法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

また、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を受けずに同法の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第1号に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 有限会社村正産業（以下「同社」という。）は、荒木工務店が請け負った、福岡県田川郡福智町発注の「小豆田団地建築主体工事（第1工区）」の建築一式工事を一括して請け負った。このことは、同法第22条第2項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

また、荒木工務店が特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

更に、同社は、荒木工務店から請け負った福岡県田川郡福智町発注の「小豆田団地建築主体工事（第1工区）」及び同社が福岡県田川郡福智町から請け負った「小豆田団地建築主体工事（第2工区）」の建築一式工事において、請け負った工事を有限会社井手建設興業に一括して請け負わせた。このことは、同法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

また、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を受けずに同法の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第1号に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

(3) 有限会社井手建設興業は、荒木工務店が請け負い、有限会社村正産業に下請けさせた福岡県田川郡福智町発注の「小豆田団地建築主体工事（第1工区）」及び有限会社村正産業が請け負った「小豆田団地建築主体工事（第2工区）」を同社から一括して請け負った。このことは、同法第22条第2項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

また、有限会社村正産業が特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

福岡県告示第1506号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷624の3
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字観音谷624の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1507号

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡県規則第41号。以下「規則」という。）第13条第2項の規定により、福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する適合証の様式を次のように定め、平成19年9月1日から施行する。

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則第12条第2項の規定に基づく適合証の決定（平成11年6月福岡県告示第984号）は、平成19年8月31日限り廃止する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 条例第14条第1項に規定する規則で定める整備基準に適合している場合に交付する適合証の様式

(1) 図柄



(2) 色

全体の背景の色 白

文字の色 黒

シンボルマークの色 赤

(3) 規格

縦20センチメートル×横18センチメートル

2 条例第14条第2項に規定する望ましい基準に適合している場合に交付する適合証の様式

(1) 図柄



- (2) 色
全体の背景の色 白
文字の色 黒
シンボルマークの色 赤
優良の文字の色 白
優良の文字の背景の色 明るい青

- (3) 規格
縦20センチメートル×横18センチメートル

福岡県告示第1508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人「九州つどい塾」
- (2) 代表者の氏名
藤井 浩二
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市城南区干隈2丁目7番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会公益に繋がる全分野において、「語り手」を発掘し、そうした「語り手」を不特定多数の「聞き手」と結びつける場（以下「つどい」と称する）を企画運営し、その活動を通して個人個人の架け橋となり、人間的な触れあいの中で人間成長を促し、地域人の絆を強めていくことを目的とする。

福岡県告示第1509号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ニコニコクラブ年輪の会
- (2) 代表者の氏名
安川 正俊
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市城南区友丘4丁目9番18号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、生涯現役として実りある人生を送りたいと思っているシニアにより、永年培ってきた知識、経験、ヒューマンネットワークを活用し次の活動を行うことによって社会に貢献することを目的とする。

- (1) NPO団体（それに準ずる団体を含む。）及び中小・零細事業者に対して、経済活動の活性化を図る事業を行い、事業者の活性化を図る事業を行い、事業者の活性化・合理化に寄与する。
- (2) さまざまな問題を抱える個人に対して、その諸問題を解決する支援を行い個人が和やかな社会生活ができるよう寄与する。
- (3) シニアに対して、パソコンの教育やホームページを使ったレクリエーションに関する情報を提供しシニアが豊かな生活が送れるよう寄与する。
- (4) 世界の恵まれない子どもに対して、寄附金等の支援を行い国際協力活動に寄与する。

福岡県告示第1510号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPO筑豊市民オンブズマン田川

(2) 代表者の氏名

原田 幸雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田2705番地の13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視・是正し、もって健全な住民の自治に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1511号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福祉グループほむら

(2) 代表者の氏名

阿部 靖男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市西1丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑紫野市、太宰府市、那珂川町の同和地区を始めとする高齢者、障害者等の支援が必要な人たちに対して、自立に向けた相談事業、生活支援事業、配食サービス事業などを行い、人権の擁護及び保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波1352番1先から 同市杷木志波4725番1先まで
宗像	曲須恵線	宗像市稲元81番1先から 同市稲元80番1先まで
宗像	曲須恵線	宗像市稲元80番1先から 同市稲元494番1先まで

福岡県告示第1513号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取

り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成19年8月1日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
柿本建設株式会社	京都府苅田町光国3646-1	小川 トキワ	平成15年10月22日 福岡県知事許可(特-15) 第76326号

- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
柿本建設株式会社の代表取締役小川トキワは、株式会社純友の代表取締役である柿本純一と共謀の上、株式会社純友の業務に関し、虚偽記載をした貸借対照表を県に提出したことから、平成19年6月28日に建設業法違反で略式起訴され、罰金30万円の略式命令を受け、同年7月11日に確定した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1514号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成19年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 募集期間

平成19年10月及び
平成20年3・4月入隊(男子のみ)

平成19年8月1日から
平成19年9月6日まで

- 2 受験資格
平成19年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子
- 3 試験期日
平成19年9月8日(土)
- 4 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1丁目12番 (電話 092-584-1881)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1(小倉駐屯地内) (電話 093-963-3590) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455(芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市大字川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12(福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション2F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスパワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所

八女市本村字杉町662 - 5 (電話 0943 - 24 - 5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6 - 7 (電話 0944 - 72 - 7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

5 試験場の位置及び名称

試験場	位 置	名 称
北九州	北九州市小倉南区北方4丁目2 - 1	北九州市立大学
福 岡	春日市大和町5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地
久留米	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第1515号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成19年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 募集期間

平成20年3・4月入隊（男子・女子）	平成19年8月1日から 平成19年9月7日まで
--------------------	----------------------------

2 受験資格

平成19年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子・女子

3 試験期日

- (1) 男子：平成19年9月17日（月）
(2) 女子：平成19年9月24日（月）

4 受付場所

受 付 場 所	名 称
---------	-----

福岡市博多区竹丘町1丁目12番 (電話 092 - 584 - 1881)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5 - 1 - 1（小倉駐屯地内） (電話 093 - 963 - 3590) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田（築城基地内） (電話 0930 - 56 - 1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455（芦屋基地内） (電話 093 - 223 - 0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市大字川津639 - 1 (電話 0948 - 22 - 4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5 - 12（福岡駐屯地内） (電話 092 - 591 - 7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2 - 1 - 5 博多サンシティビル2F (電話 092 - 414 - 5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2 - 2 - 63 (電話 092 - 607 - 4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5 - 4 - 20 パールマンション2F (電話 092 - 891 - 7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1 - 8 - 19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942 - 23 - 7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1 - 2 - 9 (電話 0944 - 52 - 3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） (電話 0942 - 72 - 3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662 - 5 (電話 0943 - 24 - 5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6 - 7 (電話 0944 - 72 - 7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

5 試験場の位置及び名称

- (1) 男子：平成19年9月17日（月）

試験場	位 置	名 称
-----	-----	-----

北九州	北九州市小倉南区北方4丁目2-1	北九州市立大学
飯塚	北九州市戸畑区仙水町1-1	九州工業大学
福岡	太宰府市五条3丁目11-25	福岡経済大学
久留米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 女子：平成19年9月24日(月)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4丁目2-1	北九州市立大学
飯塚	飯塚市川津680-41	飯塚研究開発センター
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
久留米	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第1516号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字感田字湯ノ浦1779-1、1779-22から1779-54、1783-2、1783-3、1781-25、1781-27、1781-28、1794-18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市若松区響町1丁目22番地

株式会社協立企業 代表取締役 石田 正美

福岡県告示第1517号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字六反田1567-2、1571-4並びに大字新代字食出1591-7、1591-8、1592-6、1593-2、1593-3、1596-1、1596-6から1596-8まで、1597-1、1597-6から1597-18まで、1599-1、1599-2、1600-1から1600-5まで、1606-2、1606-3、1607-2、1608-2並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町新代1389番地の585

フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 義裕

福岡県告示第1518号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分一丁目369番1及び369番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号

株式会社アイランド 代表取締役 亀頭 隆行

福岡県告示第1519号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が浜1丁目2350-20及び2350-116

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎1丁目15番23号

株式会社福岡不動産 代表取締役 野島 幸司

公 告

公告

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成19年6月1日から平成19年6月15日までの間、御意見を募集したところ、2件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	交通事故対策として、車道、自転車道、歩道を分離整備すべき	平成19年6月に道路交通法の改正がなされ、自転車と自動車、歩行者の通行空間の分離を促進することが柱となっています。 今後、警察と連携して取り組み、現地に対応した具体的な対策を実施していきたいと考えています。 今後とも、福岡県の道路行政にご意見をいただき、ご理解ご協力をよろしくお願いたします。
2	(1) 特定まちづくり施設新築等(変更)届出書について、「改修」は「改良」が適当 (2) 特定まちづくり施設検査結果通知書は「施設」と「検査」の間に「完了」を加えることが適当 (3) 様式中、条文の参照誤りが散見される	(1) ご意見のとおり修正しました。 (2) ご意見のとおり修正しました。 (3) ご意見のとおり修正しました。

2 公布日

平成19年7月13日

3 問い合わせ先

保健福祉部障害者福祉課社会参加係 電話：092 - 643 - 3264

メールアドレス：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成19年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施する講習

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者(ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。)

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等の関係法令に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点

エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

(1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類及び指定区分）
消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成19年10月11日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	筑豊地区 飯塚地区消防本部	飯塚市片島三丁目16-8
平成19年10月12日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成19年10月25日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1丁目3-3
平成19年10月26日 (金曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成19年10月30日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成19年10月31日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成19年11月13日 (火曜日)	特殊消防用設備 甲特類	同 上	同 上
平成19年11月13日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1丁目3-3
平成19年11月14日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成19年11月7日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米地域職業訓練センター	久留米市東合川5丁目9-10
平成19年11月8日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成19年11月9日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成19年12月3日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 北九州市庁舎大集会室	北九州市小倉北区内1-1
平成19年12月4日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成19年12月5日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成19年12月6日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成19年12月7日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

講習の時間は、各日とも午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成19年8月20日から交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成19年9月3日(月)から平成19年9月28日(金)までの間、郵送による場合は平成19年9月28日(金)までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定の基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 受講手続きその他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会(電話092-722-1265)に対して行うこと。

公告

県有財産(船舶)を一般競争入札により次のとおり売却します。

平成19年8月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 入札参加者の資格

次の事項に該当する者は入札に参加できません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 被補助人
- (4) 未成年者
- (5) 破産者で復権を得ていない者

2 売却物件(船舶)

- | | | |
|-----------|-----------|----|
| (1) 船種・船名 | 汽船「しんぷう」 | 1隻 |
| (2) 総トン数 | 106トン | |
| (3) 船質/用途 | 軽合金/漁業取締船 | |

(4) 寸法 31.05×6.80×3.31メートル(長さ×幅×高さ)

(5) 主機関 M T U 16 V 396 T B 94 2720 P S × 2 基

(6) 建造所 三菱重工業株式会社

(7) 進水年月日 昭和62年6月5日

(8) 所有者 福岡県

(9) 主たる根拠地 福岡市

(10) 検査期限 平成19年10月23日(中間検査日)

平成21年7月23日(定期検査日)

3 入札及び開札の場所

福岡県庁漁業調整委員会室(県庁北棟7階)

福岡市博多区東公園7番7号

4 入札の日時及び方法

(1) 日時

平成19年8月24日(金)午前10時30分

(2) 入札の方法

ア 入札は書面を、3の場所へ持参することにより行うものとし、郵送による又は電子入札は認めません。

イ 入札執行回数は、2回までとし、落札しない場合は地方自治法施行令昭和22年政令第16号第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約とします。

ウ その他詳細は、入札参加の手引きによるものとします。

5 入札参加の手引き及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県水産林務部漁政課 漁船保安係

電話番号 092-643-3555

6 入札保証金

入札者は、入札の際、入札の見積額の100分の5以上の現金又はこれに代わる担保を、入札保証金として県に納入しなければなりません。

7 売買契約締結日

落札決定の場合、落札決定の翌日から起算して7日以内に契約書を取り交わします

<p>。</p> <p>8 契約保証金 落札者は、売買契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の現金又はこれに代わる担保を、契約保証金として県に納入しなければなりません。</p> <p>9 入札保証金の帰属 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は、県に帰属します。</p> <p>10 所有権移転登記 県は買受代金が完納されたことを確認した後に、落札者の請求により、登記委任状を交付しますので、落札者が所有権移転登記を行ってください。 所有権移転に要する費用は、落札者の負担とします。</p> <p>11 現地説明の場所及び日時 (1) 場所 福岡市中央区長浜3丁目 福岡市漁港長浜船溜（しんぱう係留地）</p>	<p>(2) 日時 平成19年8月17日（金）午後1時30分から</p> <p>12 入札参加に必要なもの (1) 入札保証金 (2) 1(1)から(5)までのいずれにも該当しないことの誓約書 (3) 委任状及び委任者の印鑑証明（他人の代理人として入札に参加する場合に限る） (4) 印鑑</p> <p>13 その他の事項 (1) 入札参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。 (2) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合であっても、現地説明における各種説明事項について既に了知されているものとみなします。</p>
--	---

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	回上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・7・13	2702 増刊①	規則	58	27	○		24		べ。車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	(3)●車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
				28	○		後ろ から 11 か		り。列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ろ。照明設備が設けられていること。 ス。ベンチ等利用者の休憩用の施設を設けること。	ち。列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ●照明設備が設けられていること。 ●リ。照明設備が設けられていること。 ●ス。ベンチ等利用者の休憩用の施設を設けること。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂正部会第100号用紙を紙を印刷していただきます